

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	J F E コンテナ株式会社		コード	5907
提出日	2021/6/3	異動(予定)日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	尾関 政達	社外取締役	○														○		有		
2	藤本 万太郎	社外取締役	○															○	新任	有	
3	高橋 俊彦	社外監査役	○															○	○	有	
4	大神 行徳	社外監査役	○						△											新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		尾関政達氏は、長年にわたる日本銀行および大手金融機関における勤務経験により、金融業界やITシステム分野における知見等を有されており、引き続き当該知見を活かして特に財務政策やITシステム政策について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できることから、当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンスの強化の役割を担う社外取締役として適任と判断したものであります。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2	藤本万太郎氏は、当社製品の販売先である新日本理化株式会社の代表取締役会長であります。その取引額は売上高の1%未満であり極めて軽微であります。	藤本万太郎氏は、企業経営者として培われた豊富な知識・経験に加え、長きにわたり営業、経営企画、管理部門に携わってきた実績を有されており、当該知見、実績を活かして、特に経営方針、営業政策について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できることから当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化の役割を担う社外取締役として適任と判断したものであります。 上記に加え、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3	高橋俊彦氏は、当社の主要株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役常務執行役員であります。当社が使用する鋼材の数量・価格は、原則として当社と高炉メーカーとの間で決定しており、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社は、当社に対して鋼材のデリバリー業務および代金決済を行っております。伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社と当社とは他商社と比較し突出した取引にはなっておりません。	高橋俊彦氏は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において長年鉄鋼の販売に従事され、さらに海外の会社の経営の責任者も務め国際的に活躍されるなど、企業経営において、幅広い経験を有しております。当社におきましては、こうした同氏のその豊富な経験・実績・見識に加え、当社の社外監査役に就任以降の実績から、引き続き当社ならびにグループ会社における経営の健全性の維持・向上にむけ、社外監査役に適任であると判断しております。 また、同氏は、当社の主要株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役常務執行役員ですが、当社は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社のほか複数の商社と個々の必要性に応じ取引しており、当社の意思決定に対して影響を与え得る取引関係にはありません。したがって、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4	大神行徳氏は、日本鋼管株式会社(現、J F E エンジニアリング株式会社)の業務執行者でありましたが、1996年に退職しております。	大神行徳氏は、公認会計士および税理士として企業の会計・税務に精通かつ相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただくと判断しており、当社ならびにグループ会社における経営の健全性の維持・向上にむけ、社外監査役に適任であると判断しております。また、同氏は上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。